

知って得する！  
知らなきゃ損する！

# 損をしないための税務豆知識

## ◆シリーズ第2回◆

### 住宅ローン控除の注意点！！

#### 税源移譲の実施に伴う特例措置

～個人の道府県民税・市町村民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）制度～



税源移譲の影響で平成19年分以降の所得税の額が減少し、住宅ローン控除額が控除しきれないこととなった場合の対応として、個人住民税の制度において、次のような措置が講じられています。

住宅ローン控除の適用者（平成11年から平成18年までの間に入居した者に限ります。）の平成19年分以降の各年分において、住宅ローン可能額と税源移譲実施前の税率を適用して算定した所得税額（住宅ローン控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額（住宅ローン控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）を控除した残額（0を下回る場合を除きます。）については、翌年度分の個人住民税から、その残額に相当する金額を減額できる措置が講じられています。

なお、この措置は、対象者が市区町村長に対し、「市町村民税及び道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を各年度の提出期限（平成20年は3月17日（月））までに提出した場合に適用することとされています。**適用対象者自ら手続きをしなければ減額処理がされず**、結果的に過大に納税することとなりますので注意が必要です。

#### 住宅ローン控除モデルケース

～夫婦+子供2人 給与収入700万円（住宅ローン控除可能額：27万円）の場合～

（単位：円）

税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税額	263,000	263,000	0
住民税額	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000



#### 申告しないと...

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税額	165,500	165,500	0
住民税額	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

#### 申告すれば...

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税額	165,500	165,500	0
住民税額	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

適用対象者や手続き等難解な点もございますので、詳細については最寄の市町村もしくは顧問税理士等にご相談ください。



何事につけても希望するものは絶望するよりも良い。可能なものの限界をはかることは誰にもできないのだから。

【ゲーテ】



# STEP

## Vol.40

# 行本会計事務所通信

《発行元》  
行本会計事務所 事業開発部  
TEL : 0835-27-2700  
FAX : 0835-22-1166  
《発行日》  
平成19年12月1日



## 5分で読める 行本コラム

## ～事業承継者の経営の資質に差がある経営者～

『長者が三代続かない』と言われますが、これは的を射ています。理由は簡単です。親子は相互に選択できないからです。とくに、最近では少子化で、選択肢が減少しています。このことにより、一層に親子間の事業承継が困難になっています。

問題はこれだけに限りません。経営の資質に差があるときは、さらに問題は大きいです。創業者は人並み以上の努力をします。しかしながら、事業承継者は創業者ほどの努力をしません。また、それができる環境が、すでに存在しません。

『創業と守成はどちらが難しいか』と言われると、私は

迷わず『守成』といいます。『創業』とは事業を起こすことで、『守成』とは事業を継続することです。一見して、『創業』のほうが『守成』よりも困難に見えますが、本当は事業を維持するほうが難しいのです。つまり、『守成』には一段と優れた経営の資質が必要となります。

創業者の、自分がしてきた苦勞をさせまいとする親心が、裏目に出ることがしばしばあります。このような親心は事業承継者をたくましく育てる機会を失わせることとなります。経営の資質は、困難に直面したからこそ身につくのであって、平凡な経営の中では決して身につくものではありません。そのことは、創業者は最も知っています。にもかかわらず、親心が事業承継者をたくましくする障害となるのです。

創業者は、創業より守成のほうが困難であることを銘記するべきです。これを忘れてないで事業承継者を鍛えるべきです。このチャンスを得そくなった事業承継者は、創業者の経営の資質を承継できないばかりか、創業者の悪い側面を承継してしまうことも、しばしばあります。

経営の資質を承継しないで、事業を承継した経営者の多くが企業の再生に直面しています。



### 職員コラム Vol.14 おおしたもと 大下本 栄一 (山口本部)

『DIY』という言葉を目にすることがあるかと思います。Do It Yourselfの略語で様々な意味がありますが、一般的には「自分自身でやってみよう～住まいと暮らしをよりよいものにするために自らの手で快適な生活空間を創造しよう」などと言われ、狭義の意味で言うと「日曜大工」のことです。

私は、幼少の頃から「大きくなったら、大工さんになりたい!」と言っていました。職業にこそ向きませんが、趣味のレベルでDIYを行なっています。今までに、エアコン室外機の防雨小屋製作・コーナー壁面AVラック製作・浴室脱衣場の内装張替工事・その他 etc. があります。作品だけでなく、家具の耐震補強・床の小キズ消し・網戸の張替などもDIYに含まれます。

ホームセンターには様々な工具や材料があり、見て回るだけでも結構楽しめます。設計図面を持って材料を調達に行くと、便利な工具を発見したり、途中で見つけたパーツで別の製作案が浮かんだり時間の経つのは早く、「月曜大工」になることも多々あります。

現在、手狭になってきた我が家では増築の設計図を思案中です。この規模になるとさすがに施工は専門業者に依頼しますが、自分自身で図面を画きながら夢が広がり続けています。



# 今、『企業再生』を考える ～放っておくと、大変なことになりますよ～

緩やかな景気回復がちまたでささやかれている中、全国的に見れば景気の回復を実感できている企業は少ないのではないのでしょうか。今、企業の経営環境や経営者の知識、経営手法も変わりつつあり、中小企業の再生への取組みはこれから本番であると言われていきます。当社では、経営者の皆様に会社をきちんと見つめなおす機会をと考え、各企業で行本会計事務所所長行本康文（代表社員税理士）が講師を務め、セミナーを開催しております。

この度、セミナーの内容をDVDにまとめ、テキストを添えて販売することになりました。（定価1,000円）ぜひ、皆様の会社経営のお役に立てていただきたいと思っております。



行本会計事務所 所長 行本康文  
(代表社員税理士)

## 「企業再生」セミナー内容（約70分）

1. 企業再生を必要とする企業
2. 企業再生と金融機関
3. 企業と金融機関から見た企業再生
4. 企業再生のプロセス

## 読者プレゼント!!

『企業再生（DVD）』を先着10社様に  
プレゼント（無料）致します。

ご希望の方は同封の  
申込用紙にご記入の上、  
下記番号まで、FAXを  
お送りください。



FAX番号：0835-22-1166 / TEL：0835-27-2700

## 特集 第7回『増販増客コンファレンス・2007』 中国地区代表で出場!!

10月19日（金）丸の内MY PLAZAホール（東京都）にて第7回『増販増客コンファレンス・2007』が(株)企画塾主催で開催されました。(株)企画塾は、日本型のマーケティング体系の原型を作り上げ、それを中小企業や商店に提供し多数の成功事例を蓄積している企業です。今回、(株)企画塾が薦めるマーケティング手法を取り入れ、実際に成功事例のひとつになった事例を行本会計事務所スタッフが中国地区代表として発表しました。



『3ヶ月で過去最高売上達成』  
行本会計事務所ユクモト増販情報センター 藤井真生

景気の動向によって経営が左右されるのではなく、「待ち」から「攻め」への転換を計ることで売上増をつくるマーケティング手法（CTPT マーケティング）は、地方経済や中小企業、商店の原動力として役割を果たしつつあります。このCTPTマーケティングの講義や成功事例に関心のある方は、当社主催の『増販増客セミナー』を各地域で開催していますので、ぜひ参加してください。詳細については、当社までお問合せください。

### 増販増客セミナー12月度開催日程

日 時：平成19年12月5日（水）15：00～16：30

会 場：八重州博多ビル（福岡市博多区博多駅東）

定 員：20名

参加費：2,000円

問合せ：ユクモト増販情報センター（行本会計事務所）

担当 高倉・藤井

TEL：0835-27-2700 / FAX：0835-22-1166

E-Mail：[yukumoto-hofu@stellar.meon.ne.jp](mailto:yukumoto-hofu@stellar.meon.ne.jp)

# 税務カレンダー

## 【12月】

- ・10月決算法人の確定申告  
申告期限：翌年1月4日
- ・4月決算法人の中間申告  
申告期限：翌年1月4日
- ・消費税の年額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告  
申告期限：翌年1月4日
- ・11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付  
納期限：12月10日

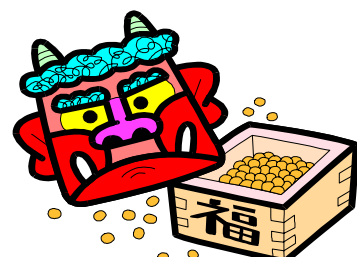


## 【1月】

- ・11月決算法人の確定申告  
申告期限：1月31日
- ・5月決算法人の中間申告  
申告期限：1月31日
- ・消費税の年額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告  
申告期限：1月31日
- ・12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限：1月10日
- ・納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月分）  
納期限：1月10日
- ・源泉所得税の納期限の特例届出書提出者の納付  
納期限：1月21日
- ・固定資産税の償却資産に関する申告  
申告期限：1月31日

## 【2月】

- ・12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告  
申告期限：2月29日
- ・6月決算法人の中間申告  
申告期限：2月29日
- ・消費税の年額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告  
申告期限：2月29日
- ・1月分源泉所得税及び住民税の特別徴収税額の納付  
納期限：2月12日



その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。

## 拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



### 【山口本部】

山口市矢原642-26  
TEL 083-925-1383  
FAX 083-925-1349



### 【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1  
たかのばしハイツ2F  
TEL 082-545-2320  
FAX 082-545-2307



### 【防府支店】

防府市佐波1-13-1  
TEL 0835-27-2700  
FAX 0835-22-1166



### 【萩支店】

萩市大字椿2760-6  
TEL 0838-24-0086  
FAX 0838-24-0087



### 【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30  
八重洲博多ビル5F  
TEL 092-431-6650  
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名



FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します